

第4章 個性と潤いのある文化のまちづくり

第1節 人権尊重のための人権意識の向上

第2節 学校教育の充実

第3節 青少年の健全育成

第4節 生涯学習の充実と各種スポーツ・レクリエーションの振興

第5節 芸術・文化の振興と文化財の保護





第1節 人権尊重のための人権意識の向上

1 現況と課題

(1) 社会教育においては、家庭や地域などあらゆる場で生涯学習のための各種施策の実施を通して、町民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、地域の実情に応じた様々な人権に関する学習の充実を図っていくことが必要です。

その際、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養^{かんよう}*や、一人ひとりが肯定的な自己認識力を高め、社会の中で自己実現を図ろうとする意欲や自信を持つことができるよう努めます。

(2) 生涯学習の視点に立って、それぞれの実態に応じた啓発映画などのビデオやフィルム教材を利用した各団体における研修会、また、高齢者学級や婦人学級、乳幼児・家庭教室学級などもそれぞれの個性ある学習を展開していきます。

なお、学校外活動においても子どもたちに人権について学ぶ機会を増やしていきます。

(3) 町では、これまで7月の同和問題啓発強調月間や12月の人権週間において、街頭での啓発活動を行うとともに講演会を開催してきました。今後も町民の人権意識の向上に取り組んでいくことが大切です。

(4) ドリームセンターロビーにおける「みんなの人権ひろば」、町立図書館内における「人権図書コーナー」などを開設しています。今後も正しい理解と認識を深め、一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会とすることが求められています。

2 基本方針

すべての町民が心豊かに暮らせるよう「町民一人ひとりが自由で平等な生活を営むことができるようお互いの人権を尊重しあう」社会構築を目指します。

人権教育・啓発活動を推進し、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障がい者などあらゆる差別や偏見をなくすための取組みを進めます。

3 施策の内容

(1) 人権・同和教育の推進と啓発活動の推進

- ①人権の尊重と同和問題に関する人権意識を高めしていくため、学校や地域などあらゆる場で人権・同和教育を推進します。
- ②人権・同和問題に関する講演会や学習会を開催し、人権意識の高揚及び啓発に努めます。
- ③各種研修会への積極的参加の促進を図ります。
- ④人権・同和教育に関する資料を整備するとともに、学校教育及び関係団体と連携を深め、指導者の育成に努めます。

(2) 人権・同和問題に関する相談体制の強化

- ①法務局、人権擁護委員協議会などの関係機関と連携し、相談体制を強化します。

4 計画事業

- ①人権・同和問題に関する相談体制の強化
- ②人権・同和教育の推進と啓発活動の推進
- ③人権・同和教育に関する施策の推進(基本指針の策定)

